

ハイデガー『存在と時間』における空間論：介護実践における共同行為に着目して

廣田， 智子
山口県立大学社会福祉学部：准教授

<https://doi.org/10.15017/7392671>

出版情報：哲学論文集. 61, pp.1-26, 2025-09-27. The Kyushu-daigaku Tetsugakukai
バージョン：
権利関係：



ハイデガー『存在と時間』における空間論

——介護実践における共同行為に着目して——

廣田智子

はじめに——問題の所在

私たちが空間の中で行為をするとき、空間はどのように把握されて、空間の内でもどのように行為が組み立てられているのだろうか。『存在と時間』の第二二節から第二四節では、私たち現存在にとって構成的な空間のあり方、すなわち空間性が分析されている。⁽¹⁾この空間論は、著作の全体に占める分量がわずかであり、また、「存在と時間」の解明を眼目とする著作にあつて現存在にとつての空間性は時間性と同じく根源的なものとしては扱われていないように見えることから、多くの注目を浴びてはこなかった。たとえ論じられるにしても、身体性が欠如していると批判されるのが常である。しかしながら、ハイデガーの空間論の不首尾を指摘する論点を検討し、必ずしも「健常」とは言い難い高齢者の行為や介護実践に着目して私たちの行為の成り立ちを改めて考えると、この空間論は私たちが空間の内に住まうことの実相を明らかにしているように思われてくる。⁽²⁾

ここで、ハイデガーが論じる現存在の空間性とはどのようなかを、まずは簡単に確認しておきたい。現存在の空間性は「隔たりの―奪取 (Ent-fernung)」と「方向の切り開き (Ausrichtung)」から成る (SZ, 105)。そして、方向を切り開いて隔たりの―奪取する前提として、道具がそこへと帰属するべき「方域 (Gegend)」が理解されている必要がある (SZ, 103)。例えば、壁に絵を飾るための釘を打とうと、ハンマーを探して取る行為を考えよう。この行為は、ハンマーは道具棚や工具箱の中にあるはずで食器棚や冷蔵庫の中にあるはずではないという「方域」が先行的に理解されていること、道具棚の上部にハンマーを見つけてそのままでは手が届かないので椅子を踏み台にすることでハンマーを手にとること、「隔たりの―奪取する」適切な行為の組み立てができること、そしてハンマーのあるところへ「方向」を定めて移動することから成る。道具棚のハンマーに「方向」を定めることで、前方の机を避けて左に回って道具棚の前へと進み道具棚の右下の空いたスペースに踏み台用の椅子を置こうといった、方向が切り開かれてくる。

この空間論に対する代表的な批判はドレイファスによるものであり、それによれば、ハイデガーは「公共的空間」と、「個別的な、各々の人に特有の中心を備えた空間性」との区別に失敗して混乱しているという⁽³⁾。また、サーボン⁽⁴⁾は、ハイデガーの空間論は本質上曖昧である「隔たりの―奪取」という觀念に至っており、現存在の身体化の必然性に向き合いそれを主題化することに失敗していると結論する⁽⁴⁾。

以下の論述では、こうした代表的な批判の論点を吟味して、ハイデガー空間論を私たちが空間の中で生きるすがたを明らかにするものとして読解していく。その際、介護実践における空間把握の例を用いて考察を進める。さしあたり、認知症高齢者の介護実践において一般的によく知られた例とその対応方法として、事例1を次に示す。

【事例1a】認知症高齢者が尿意を覚えてトイレに行こうとするのだが、付近のトイレに到着できずに失敗を繰り返すことがある。

「事例1b」そこで介護者が、認知症高齢者をトイレが視野に入る位置にあらかじめ誘導しておく、その認知症高齢者は自力でトイレにたどり着くことができる。

介護実践の事例に即してハイデガー空間論を読み直すことで、介護実践における共同行為の意味を解釈して示すことも、本論の目的の一つである。

論述の順序は、まず、ドレイファスからの批判への応答として、現存在の「実存論的空間性」(②)である「隔たりの「奪取」と物理的な「距離」との関係

「奪取」と物理的な「距離」との関係を明らかにする。次に、サーボンによる批判に応えるために、私たちの実践上の活動空間において身体の位置がどのように把握されるかを考察する。最後に、介護実践の共同行為の意味をハイデガーの空間論から解釈して、身体性ではなく空間性を論じるハイデガーの考察の豊かな可能性の一端を示したい。

一 「隔たりの「奪取」と「遠隔性(近さ)」、「距離」

現存在の「隔たりの「奪取」と物理的な「距離」との関係を明らかにするに先立って、ドレイファスによる批判を見ておこう。先に述べたように、ドレイファスは、ハイデガーの空間性の議論では、その内で人々に存在者が出会われる「公共的空間 (public space)」と、「個別的な、各々の人に特有の中心を備えた空間性 (the centered spatiality of each individual human being)」との区別が混乱していると批判する。^⑤ ドレイファスがこのような批判に至るのは、本論の考えでは、ハイデガーの「近さと遠さ」という概念をめぐるドレイファスの解釈に問題があるからである。

まず、ハイデガーは現存在の「隔たりの「奪取」において「近さと遠さ」と物理的な「距離」とを区別しているのだが、ドレイファスは両者を区別していないように思われる。^⑥ ドレイファスは、「近さと遠さの可能性」を切り開く上で配慮が果たす

役割」と、「特定の現存在に対する特定、道具の近さと遠さ」との区別に注意を促している。その上で、『存在と時間』における「現存在は本質上と隔たりを―奪取しつつ存在しており、現存在がそれである存在者として、そのつど存在者を近さのうちへと出会わせる」(SZ, 106) という記述を引用して、この箇所ではハイデガーが「そもそも事物が近かったり遠かったりするための条件である、現前(隔たりの―奪取)の場としての空間を開くこと一般と、事物を取り上げ用いることにおいて現存在が事物を実践的に近づけることを、区別し損なっている」と批判する。つまり、ハイデガーの述べる「そのつど存在者を近さのうちへと出会わせる」の「近さ」を、ドレイファスは事物を距離的に近い位置にもたらすことであると理解している。そのように理解しているので、ドレイファスは、ハイデガーの言う意味において「実践的に近づける」ことは、「私にとつて、近いということではかありえず、公共的空間の次元ではない」として、ハイデガーが「結局、個別的現存在の空間性に優位を与えている」と解釈する。

そうして、ドレイファスは、「近さと遠さ」と「距離」との区別を見落とすことで、ハイデガーが「実存論的構造としての隔たりの奪取を、或る特定の現存在からの事物の近さや遠さと混同している」と誤って結論してしまう。^⑦後に検討していくが、ここでドレイファスが「或る特定の現存在からの事物の近さや遠さ」と言うものは、ハイデガーの述べる現存在の実存論的構造としての「隔たりの―奪取」とは異なるものであり、本論の見解では、ハイデガーが「近さや遠さ」ではなくて「距離」と呼ぶものである。そしてドレイファスが結論の根拠として挙げるのは、「現存在は自身の隔たりを―奪取することのそのつどの圏域の中であちこちと動き回ること(unhervandern)はできず、ただその隔たりを―奪取することを変えることができるだけである」(SZ, 108、強調はドレイファス)という文章である。ドレイファスによれば、ここでハイデガーは「(絶えず変化する)存在者の距離と、(変化しない)存在論的な隔たりの―奪取とを区別しない」で混同してしまっており、「もし、各々の現存在がそれに固有の隔たりの―奪取を自分が携えているものとして持つており、そしてこの隔たりの―奪取が、現前を存在論的に開くことでありかつ同時に、個別的中心から事物への変化を伴った接近可能性」であるなら、公共的空間は

存在しえないか、後からの構築物になってしまうと言う。ドレイファスは「隔たりの奪取することを変える」を、存在者の距離の変化として理解しているのである。

以上で確認されたのは、ドレイファスは、ハイデガーが現存在のいわば存在論的な「隔たりの奪取」と存在者の物理的「距離」とを混同していると見なした上で、「公共的空間」と「個別的な、各々の人に特有の中心を備えた空間性」との区別がハイデガーにあつては混乱していると批判しているということである。以上の批判を踏まえて、ハイデガーの空間論における現存在の「隔たりの奪取」と、「遠隔性（近さや遠さ）」と区別される物理的な「距離」との関係について検討していこう。

（一）「隔たりの奪取」の成り立ち

先に簡単に見たように、現存在の空間性は「隔たりの奪取」と「方向の切り開き」から成り、それらが可能になる前提として、道具がそこへと帰属するべきである「方域」が理解されている必要がある。「隔たりの奪取」とは「さしあたりたいていは、配視的な近づけであり、調達したり準備したり手元にもったりすることとして、近づけること（Näherung）である」（SZ, 105）。具体的には、現存在が実践において道具などの存在者へとそれが利用できるよう接近することであるとイメージできる。ここで「隔たりの奪取」において「公共的」な空間理解はどのように機能しているのかを、事例1aに即して考えよう。

【事例1a】認知症高齢者が尿意を覚えてトイレに行こうとするのだが、付近のトイレに到着できずに失敗を繰り返すことがある。

事例1aでは、この高齢者は尿意があることを判断できていてトイレに行こうとしているにも関わらず、わずか数メートル先の角を曲がったところにあるトイレに到着できない。その理由は、この高齢者はトイレの「場所」を分かっていないからであると考えられる。或る道具の「場所」についてハイデガーは次のように説明する。

道具は自身の場所（*sein Platz*）をもっているか、あるいは「雑然と置かれている」かであるが、このことは、任意の空間的位置で純粹に事物的に出来することとは原則的に区別されるべきである。そのときどきの場所は、何かをするためのその道具が占める場所として、環境世界的に道具的に存在している道具連関が占めるところの、互いに方向を切り開かれあっている諸々の場所の全体に基づいて、そこから規定されている。（…）場所はそのつど何らかの道具がそこに属するのに適している、特定の「あそこ」や「ここ」である。（SZ, 102）

或る道具の属する場所は、他の道具との連関から規定されているものであり、純粹な物理的な空間上の位置とは異なるという。例えば、ペンは、筆記するための道具の連関全体において、そのあるべき場所が規定されている。私たちは机上に置いたと思ったペンが見当たらないときに、ペン立てや鞆の中のペンケース、ノートの間を探すことはあっても、食器棚の引き出しや冷蔵庫の中を探してみるのはまずない。つまり、私たちが或るものを探すときには、そのものが帰属すべき場所に見当をつけている。或るものが帰属すべき場所をハイデガーは「方域」と呼ぶ。

（…）或る道具全体が占めるべき場所を得てそこに属するのに適していることの根底には、このことの可能性の条件として、帰属すべき場所一般が潜んでおり、この帰属すべき場所一般の中に入り込むことによって一つの道具連関には場所全体性が司令される。道具としてそこに属するのに適しうるといふ帰属すべき場所は、配視的に気遣いつつある交渉に

において配視的に眼差しの中にあらかじめ保たれており、こうした帰属すべき場所を私たちは「方域」と名づける。(SZ, 103)

或る道具があるべき場所は、私たち一般、あるいは少なくとも複数の人にとって馴染みの違和感のない配置であり、私にとってだけではなく私たちにとって物のあるべき場所という意味での「公共の」空間のあり方を、すなわち「方域」を私たちはすでに理解しているのである。そして、私たちが何かを探すときには、そのものがあり得るべき場所、すなわち方域をもとに、いくつかの場所を探してみることで、探し物を見つけ出す。事例1aでは、当人の身体を中心に行方を説明しようとする、尿意を感じて動き出すという身体性は機能しているにもかかわらず目的地に到着できないことの説明がうまくできない。また、私たちにとって第一次的な空間理解を純粋な物理的な空間上の位置として考えると、自力で問題なく歩くことができる高齢者がわずか数メートル先のトイレに到着できない理由は分らない。だが、ハイデガーの空間論に従えば、認知症高齢者にはトイレのあるべき方域の見当がつかず、トイレへと接近するための適切な行為の組み立てに問題が生じていると説明できる。現存在の「隔たりの一奪取」は、あらかじめ「公共的」な空間理解によって規定されているのである。

(二)「隔たりの一奪取」における「遠隔性」の問題と距離

「隔たりの一奪取」において、「近さと遠さ」と物理的な「距離」とはどのように現れてくるのだろうか。ハイデガーはこの三者を区別して次のように述べる。

隔たりの奪取 (Entfernung) は現存在の世界内存在に関する現存在の一つの存在様式であり、そのような隔たりの奪取を私たちは、遠隔性 (近々) (Entferntheit (Nähe)) やそれとどうか距離 (Abstand) のようなものとは解さない。(…) 現存在は本質上隔たりを一奪取しつつ存在しており、現存在がそれである存在者として、そのつど存在者を近さのうちへ

と出会わせる。隔たりの「奪取が遠隔性を暴露する。遠隔性は、距離と同様、現存在とされるにふさわしくない存在者の一つの範疇的規定である。これに反して隔たりの奪取は実存範疇として確保されなければならない。そもそも存在者がその遠隔性において現存在にとって暴露されている限りでのみ、もろもろの「隔たり」や距離が、世界内部的存在者自身に即して他の世界内部的存在者に関連して入手しうるようになる。二つの点は総じて二つの事物と同様に互いに隔たつて (entfernen) いないのだが、それは、これら両種の存在者のいずれもその存在様式に従って隔てることができるからである。それら両種の存在者は単に、隔たりを奪取することの中で眼前に見出されて測定されることができる距離をもつにすぎない。(SZ, 105)

ここで確認できるのは、「隔たりの奪取」は現存在の実存範疇であるということである。そして、「遠隔性(近さ)」と「距離」とは、現存在ではない道具や事物などの存在者の範疇的規定である。「隔たりの奪取」によってまず暴露されるのは「遠隔性(近さ)」である。「隔たりを奪取することの中には、現存在と関連する道具的存在者の遠さ(Ferne)を表立って見積もることが必ずしも潜んでいるわけではない」(ibid.)とされており、隔たりの奪取において特に問題なく或るものにアクセスできる場合は、その「遠隔性(近さと遠さ)」は表立ってこない。或るものへのアクセスが上手くできず、「遠隔性(近さと遠さ)」が問題となることにおいて、事物間で数量的に測定することができる「距離」が入手される。「遠隔性はとりわけ距離とは決して解されない」(ibid.)として、「遠隔性(近さと遠さ)」と「距離」とは明確に区別されている。

それでは、数量的に測定できる「距離」とは違い、「遠隔性」はどのようなものだろうか。遠隔性すなわち近さと遠さとは、現存在の隔たりの奪取との「相対的な関係において見積もられる」(SZ, 105)ものであるという。

遠隔性は、さしあたっては「公的 (amtlich)」に計算された尺度が熟知されている場合でも、配視的に見積もられてい

る。(…)事物的に存在する諸々の事物の客観的な距離は、世界内部的な諸々の道具的存在者の遠隔性や近さとは一致しはしない。前者は精密に知られているかもしれないが、それにも関わらずそうした知識は盲目にとどまり、そうした知識は環境世界を配視的に暴露し近づける機能をもっていない。人がそうした知識を利用するのも、その人に「関係ある」世界へと配慮的に気遣いつつ関わっていることにおいてのみであり、またそのように関わっていることにとつてのみであるが、そのように関わっているときには道のりは測定されることはない。(SZ, 106)

遠隔性を、或る研究書を借りたい場合を例に考えてみよう。その研究書は大学図書館と教員の研究室とにあり、自身が現在いる建物の或る教室から別の建物にある大学図書館は距離にしておよそ二百メートル、自身が現在いる建物の或る教室から隣の教員の研究室までは距離にしておよそ一メートルであるとする。この研究書を入手しようと、二百メートル先の大学図書館で図書貸し出しの手続きを踏む方が、教員にメールをして研究書貸出の許可を得てから約束の日時に研究室を訪れる、あるいは直接研究室に行ってみて教員に事情を説明して研究書を貸してくれるよう頼むよりも、はるかに近道に感じられる。遠隔性はこのように、距離も一つの要素として考慮することはあるがそれに尽きるものではなく、配慮的に気遣われたもののにアクセスする際に埋めなければならない隔たりのことである。それは、数量化できる「距離」をも含むが、或るものへとアクセスするにあたって数量化することのできない、いわば質的な近さ・遠さをも含む概念である。「客観的」には長い道も「客観的」にはきわめて短い道よりも一層短いことがあるが、それは、後者の短い道がおそらくは「難路」であり、その人には無限に長いと思われるからである」(ibid.)とも述べられる通りである。

事例 1a に即して言えば、なぜその高齢者がトイレに到着できないのか、どうすればトイレに到着できるようになるかを考えるときには、まず遠隔性が考えられている。その高齢者とトイレとの間に埋めなければならないどのような隔たりがあるか、である。それを考える中で、場合によっては、高齢者が自力で歩けるのはトイレまでの数メートルよりも短い距離な

のではないが、歩くことに問題はないがトイレまでの廊下にある何センチメートル以上の段差を超えることができないのではないかといったふうに、客観的で数量的に測定できる距離が考慮されうる。

以上から、「隔たりの奪取」と「遠隔性」、「距離」とがどのようなものかが明らかになった。或るものにアクセスしようとする「隔たりの奪取」はそもそも「方域」によって規定されているので、ドレイファスの批判するように、ハイデガーは「公共的空間」に対して「個別的な、各々の人に特有の中心を備えた空間性」を優先しているということはない。そして、「隔たりの奪取」において或るものとの隔たりをどのように埋めるかという「遠隔性（近さと遠さ）」が考えられていく。隔たりを埋めるために、客観的で数量的な「距離」が測定されることがある。ドレイファスは存在者の距離と存在論的態度との混同を指摘しているが、現存在の実践上の関心に相関的である「遠隔性（近さと遠さ）」と客観的で物理的な「距離」とは明確に区別されている。

二 実践上の活動空間における「あそこ」「ここ」の区別と身体

現存在の空間性において、自身の身体の位置はどのように把握されるのだろうか。サーボンは、「ハイデガーが現存在の身体化の必然性に向き合うこと、ましてや主題化することに失敗している」と批判している⁽⁸⁾。サーボンの批判は次のようなものである。彼の理解では、隔たりの奪取は「本質上曖昧なかたちで空間的であるだけ」の観念であり、いかなるかたちの身体的近接性（proximity）からも切り離された（あるいは切り離しうる）近接性の観念」が基礎的なものとされている。そしてハイデガーは道具的存在者の公共的現れを、「より身体的な方法で従事すること（手を伸ばす、握る、操作する、操縦する）」よりも、より心理的で認知的な術語（気づく、注意を払う、念頭におく）で「第一次的には特徴づけている。しかし、

サーボンの見るところでは、どのような意味でこれら身体的な「近接性」と心理的な「近接性」とは同じ近さという意味なのか、そして、同じでないとするればどちらがより基礎的であるのかは、不明瞭である。この「隔たりの一奪取」における「近接性」概念の不明瞭さは、「認知的な意味で私があるの中に、あるいはそのものに没入しているものへの注意という術語に優位をおくハイデガーの説明」では「近さ」についての現存在の注意（配慮）と相関的であるという「個人的な性質」が単なる指標性を超えてしまい、「ドレイファスが憂慮するように、空間の公共的性格を脅かしてしまう」と言う。そしてサーボンは、「私にとって近いものはあなたにとって近いものとは異なっており、それは、私たちの各々は認知的に異なるものに注意を払っているからだけでなく、これら各々の「距離（distance）」は空間的なものとして公共的に接近可能ではないからである⁽⁹⁾」と述べる。「私たちが共に同じものもの事を考えていたら、そのものに私たちは等しく近いのか」、「もし私たち二人が同時に、通りの向こう側に共通の友人を見つけたとすれば、その友人は私たちの足下の舗道よりも同じ程度に私たちそれぞれに近いのか（もしあなたがヒールを履いていたとすればどうなるのか）」と問い、「近接性」の概念が不明瞭であることの困惑を表現している。

ここから分かるのは、サーボンは「近接性」や「近さ」ということで、一方ではハイデガーの言うところの「遠隔性」を、他方ではハイデガーの言うところの「距離」のことを理解しているということである。サーボンの「近接性」概念をめぐる困惑は、本論の見るところでは、一つには、ドレイファスと同様に「隔たりの一奪取」と「遠隔性（近さと遠さ）」、「距離」の区別を十分に理解していないことに由来する。この区別についてはすでに論じたので、ここでは省略する。

もう一つ、現存在の空間性を理解する際にサーボンが誤解している点がある。サーボンは「遠隔性（近さ）」と「距離」とを十分に区別しないまま、両者の「近接性（ある意味での「近さ」）」は現存在の実践上の関心に応じて変わる曖昧なものであると考えている。ここでサーボンは、「近接性」とは配慮されている存在者と「私」との「距離」のことであり、その「距離」の捉え方が「私」の実践上の関心によって変わると考えている。例としてサーボンは、カリフォルニアにいる誰かにサー

ボンが働くウエストバージニアのモーガンタウンにある大学と彼が住んでいるところについての話をするなら、モーガンタウンは「全然遠くない (not far at all)」と言うかもしれないが、しかし息子になぜその日に欲しいものを手に入れられないかを説明するなら、その品物は「はるばるモーガンタウンに (all the way in Morgantown)」あることを指摘するかもしれない、と述べている。¹⁰ 隔たりの奪取において問題になっているのは距離だけではなく遠隔性でもあるのだが、サーボンは両者の區別を正しく理解しておらず、それでは配慮されている存在者と私の身体との距離を精確に捉えられないために、困惑しているように思われる。

先に触れておいたが、ドレイファスは、ハイデガーの「現存在は自身の隔たりをー奪取することのそのつどの圏域の中であちこちと動き回ることとはできず、ただその隔たりをー奪取することを変えることができるだけである」(SZ, 108、強調はドレイファス)という文章をもとに、ハイデガーが「(絶えず変化する) 存在者の距離と、(変化しない) 存在論的な隔たりのー奪取」を混同していると述べていた。ドレイファスは「隔たりをー奪取することを変える」ことを、存在者的な距離の変化として理解している。その背景には、現存在の隔たりのー奪取を変えろとは、現存在が「現前を存在論的に開くことでありかつ同時に、個別的な中心から事物への変化を伴った接近可能性」を携えておりかつそれを変えることができることを意味していると解しているのである。ドレイファスは前提として、隔たりのー奪取とは「特定の現存在が道具と交渉する際に携えている、実践上の活動の自己中心的圏域」と考えている。¹¹

しかしながら、論者が思うに、隔たりの奪取によって明らかになる現存在の空間性は、配慮の対象となる存在者と「私」という現存在との接近可能性のみを扱うものではなく、また、「私」あるいは「私の身体」を必ずしも中心とするものでもない。さらに言えば、ハイデガーの空間論はむしろ、「私」の身体を中心に据えた現存在の活動圏域の現れを論じているのではないという点にこそ、利点があるように思われる。¹² そこで、現存在の空間性とは果たして「私」の身体を「中心」に構造化されるものであるのかを考察して、ハイデガー空間論の利点と思われるものを明らかにしよう。

(一) 実践上の活動空間において「中心」にあるもの

私たちの実践上の活動空間において或る存在者へ接近しようとして、その存在者との隔たりを埋めようとするとき、そこで「中心」になっているものは何であろうか。すなわち、現存在の隔たりの奪取を規制するものは何であろうか。

ハイデガーは現存在の隔たりの奪取において最も近くにあるものは、距離的に近い位置にあるものではないと注意を促す。「歩行している際に街路は一步ごとに触れられており、一見するとそもそも道具的に存在しているものの内で最も近く最も実在的なものであるかのように思われ、足の裏といういわば特定の肉体部位に沿ってずれ動く。それにも関わらず街路は、そうした歩行の際に二十歩の「隔たり」で「街路上」で出会う知人よりも、ずっと隔たって (entfernt) いる」と (SZ, 107)。そしてこの遠隔性 (近さと遠さ) にとって決定的なのは、配慮的な気遣いがそのものに留まっている当の存在者であると述べる。

環境世界的にさしあたり道具的に存在しているものの近さと遠さ (Nähe und Ferne) に関して決定を下すのは、配慮的な配慮的気遣いである。この配慮的な配慮的気遣いが初めからそのものに引き留まっている当のものが、最も近いものであり、隔たりの奪取を規制している (Das, wobei dieses im Vorhinein sich aufhält, ist das Nächste und regelt die Entfernung)。 (SZ, 107)

つまり、二十歩先の距離にいる知人に挨拶をしようと考えている現存在にとっては、関心の的となっている「最も近いもの」はその知人であり、それが隔たりの奪取を規制している。「近づけば、身体をもった自我事物へではなく (…) 世界内存在のうちでそのつどさしあたって出会われる当のものへと定位されている」 (SZ, 107) のである。そして、その知人へと定位して知人との隔たりを埋める際に、特に支障をきたさない限り、現存在に足元で接しており距離的には最も近い位置にある街

路には全く注意は払われない。「現存在が配慮的な気遣いにおいて或るものを自身の近さへもたらすときには、このことが意味しているのは、身体の何らかの一点から最小の距離しか隔たっていない或る空間上の位置 (Raumstelle) に或るものを固定するというのではなく」(SZ, 107)。つまり、現存在の空間性である隔たりの奪取は、配慮の対象である存在者を中心としてそれとの隔たりをいかに埋めるかを構造化するものであり、「私」を、あるいは「私」の身体の空間上の位置を中心に据えるものではない。

それでは、ドレイファスによるハイデガー批判の典拠となっていた「隔たりを奪取することを変える」とはどのようなことであろうか。これについてドレイファスは、「特定の現存在が道具と交渉する際に携えている、実践上の活動の自己中心的圏域」を変化させることであると解釈し、隔たりの奪取が「現前を存在論的に開くことでありかつ、同時に、個別的な中心から事物への変化を伴った接近可能性」とすれば、ハイデガーは隔たりの奪取を変化させることで個別的現存在から特定の事物への変化しつつある距離が変わるかのように、隔たりの奪取と距離とを混同してしまっていると非難する。ドレイファスがこの批判をする上で典拠とする箇所について、改めてハイデガーの論述を確認しておこう。

現存在は世界内存在として本質的に隔たりを奪取することの内に自身を保持している。こうした隔たりの奪取、つまり道具的存在者の現存在からの遠さを現存在は決して横切る (*kreuzen*) ことはできない。(…) 自身の隔たりの奪取を現存在は決して横切りきった (*durchkreuzt haben*) ことがないどころか、それを現存在はむしろ共に携えており常に携えており、それは現存在が本質的に隔たりの奪取であり、すなわち空間的だからである。現存在は自身の隔たりを奪取することのそのつどの圏域の中であちこちと動き回ることとはできず、ただその隔たりを奪取することを変えることができるだけである。現存在は配視的に空間を暴露するという仕方で空間的にあり、しかも、そのように空間的に出・会・わ・れ・る・存・在・者・に・絶・え・ず・隔・た・り・を・奪・取・し・つ・つ・態・度・を・取・る・(sich verhalten) と・い・う・ふ・う・に・空間的である。(SZ, 108、強

調は原著者、傍点は論者)

ドレイファスが混乱と指摘した箇所は、それへと態度を取るものを変える、すなわち隔たりの「奪取の規制を変えることを述べる文脈である。ここで「隔たりの「奪取を変えることができる」とは現存在が自身を中心として事物との距離を変化させるということではなく、隔たりの「奪取を規制する配慮的に気遣われた当のものを変えるということなのである。例えば、休憩中に水を買いに自動販売機に行こうと思い、自動販売機へと至る道筋を歩むが、ふと即座に対応すべき案件があつたことを思い出して部屋に戻るとする。ここで、当初は自動販売機の水によって規制されていた隔たりの「奪取は、対応すべき案件に定位した隔たりの「奪取に変わっている。

現存在の隔たりの奪取は、配慮の対象となつている存在者に定位しそれを「中心」とするものである。現存在は自身の実践上の関心に応じて、何へアクセスしようと定位するか、すなわち、隔たりの奪取を規制する当のものを変えることはできる。隔たりの奪取を規制する当のものがあべき場所は公共的にあらかじめ理解されていたことを思い起こしても、隔たりの奪取とは、配慮の対象であるものを中心として現存在の活動空間を開くものであり、必ずしも「私」の身体を「中心」に構造化されるものではないのである。例えば、或る部屋でパソコンを使って旅先の情報を調べているとき、目の前の机に無造作に置かれた本や書類は気にならず、自身のすぐそばの壁が意識に上ることはまずない。しかし、その同じ部屋でオンライン会議に参加するとき、他の参加者の目にどう映るかと、机上の雑然とした様や壁のカレンダー類が急に気になりはじめる。このように、現存在の空間性は、配慮の対象（旅先の情報とオンライン会議）に応じて、物理的には同一の空間であっても全く異なる相貌で立ち現れるのである。

(二)「ここ」という場所的な規定と自身の身体

自身の身体を必ずしも中心とせずに構造化される現存在の空間性において、「私」の身体的位置はどのように把握されるのだろうか。「現存在が「自ら自身」をさしあたり見出すのは、現存在が従事し使用し期待し防止するところのものにおいて——さしあたり配慮的に氣遣われた環境世界的な道具的存在者においてである」(SZ, 119)と述べられている。つまり、現存在は、まず自身を出発点として、次に自身が関わりとうとするところのものを見出すのではない。事態は逆で、第一に自身が関わりとうとする存在者が見出され、その後自ら自身が把握されるのである。それは身体も同様である。「現存在が自ら自身を表立ってこころ自我 (Ich-hier) として見なすときですら、場所的な人称規定 (örtliche Personenbestimmung) は現存在の実存論的空間性から理解されなければならない。(…)このこころ自我は、自我事物という一つの際立った点のことを指すのではなく、現存在がそのもとに配慮的な氣遣いとして滞在している、道具的な世界のあるこ (Dort) から内存在としての自身を理解している」(SZ, 119)と言われるように、現存在の空間性において第一に見出されそれへと定位されているのは、現存在の配慮の対象である存在者であり、自身及び自身の身体はそれから派生的に見出されて位置付けられる。

現存在が自身の身体的位置を「ここ」と発言していたとしても、現存在の空間性が第一に「私」の身体の「ここ」から規定されているのではない。このことを、事例をもとに考えよう。

【事例1a】認知症高齢者が尿意を覚えてトイレに行こうとするのだが、付近のトイレに到着できずに失敗を繰り返すことがある。

【事例1b】そこで介護者が、認知症高齢者をトイレが視野に入る位置にあらかじめ誘導しておく、その認知症高齢者は自力でトイレにたどり着くことができる。

事例1aが見られるとき、介護者である私は、「そこ」（あるいは「ここ」）にいる認知症高齢者がどうして「あそこ」のトイレに到着できないのかを疑問に思う。ここでの遠ざかりの「奪取は」、「あそこ」のトイレに定位した上で、「そこ」「ここ」にいる認知症高齢者がどうすれば「あそこ」に至れるのか、隔たりを埋めようと考ええる。この場面で第一に関心となっているのはトイレのある「あそこ」であり、「ここ」が私の身体の空間上の位置を指すわけでもない。そればかりではなく、介護者である私の空間上の位置は問題になっておらず、私の身体がどこにあっても構わない。

その上で、「あそこ」のトイレまでは「ここ」にいる認知症高齢者には距離が遠すぎて歩けないのかもしれないと考えれば、「そこ」に座席を移しておけば認知症高齢者は然るべきときに自分でトイレに行くことができるかもしれないと考え、私が「そこ」へと身体を移してみるかもしれない。しばらくして歩行の問題ではないことが判明すると、次は、「あそこ」のトイレまでなぜ行くことができないのかと、「そこ」にいる認知症高齢者に空間がどのように見えているかを確かめるために、介護者である私は「そこ」に自分の身を置き移す。すると、「あそこ」のトイレは「ここ」からは見えないので、もしかすると認知症高齢者はトイレの場所がわからないので到着できていないのかもしれないと思に至る。そうすると、「あそこ」に認知症高齢者が至ることができないためにあらかじめ誘導しておくべき場所を、トイレが視野に入りかつ居心地のよい空間である「ここ」に定め、認知症高齢者の座席を「そこ」から「ここ」へと移す（事例1b）。

身体を起点として事例1bの行為を捉えようと、認知症高齢者のトイレへの移動という行為と、別の身体を生きる介護者の空間把握とを統一的に説明できないのだが、ハイデガーの空間論は必ずしも私の身体の位置を起点として空間把握の説明をしなくともよいものである。それゆえ、事例1bを、介護者がトイレのある「あそこ」と認知症高齢者のいる「ここ」（あるいは「そこ」）との「隔たりを埋める」行為をしていると説明できる。そして、私の身体の位置や「ここ」が何を指すのかが明確化していない状態や、「あそこ」と「そこ」「ここ」と自身の身体の位置との関係の変化についても説明可能である。

そもそも、トイレに定位した隔たりの「奪取において」「ここ」とは、トイレとそれの近くにいる認知症高齢者の空間上の

位置を含む範囲を指すこともあれば、認知症高齢者の空間上の位置だけを指す場合もあり、認知症高齢者に自身の身を置きうつした私の身体を含む場合もある。現存在の空間性において、「あそこ」や「ここ」は配慮的に気遣われた対象をもとに開かれており、その空間においてどこを「あそこ」としてどこを「ここ」とするかは変容しうるものであり、また「あそこ」と「ここ」の範囲はどこまで及ぶのかはそのつど自由に伸び広げられるものである。ハイデガーの次の表現は、この次第を記述しているように思われる。

「*hien*」と発言しつつ、自らの世界へと没入している現存在は自らの方に向かって (*auf sich zu*) いるのではなく、そうではなく自身から離れて (*von sich weg*) 配慮的な道具的存在者の「あそこ」へ向かっており、そしてそれでも自身のことを、(*sich*) 実存論的な空間性において指している。(SZ, 120)

このように、多くの場合は自身の身体を含む空間上の位置を意味する「*hien*」は、「あそこ」の配慮的存在者の対象に定位することによって規定されてくる。私たちは、必ず「*hien*」の自身の身体を中心として空間把握を行なっているのではなく、自身の関心がそのもとにある「あそこ」を中心としてそれに関係する人や物が「そこ」や「*hien*」に空間的に開示されてくるのである。

(三) 「空間を許容すること」——「身の置き所がない」という感覚

上述のことから分かるのは、私たちにあっては、自身の身体の空間的位置が直ちに「*hien*」が自分の居場所である」ことを意味してはいない、ということである。ハイデガーは「*hien*」の私 (*Ich-Hier*)」の「*hien*」は、あそこへと隔たりを奪取しつつ方向を切り開きつつ配慮的に気遣いつつ関わる存在という意味において、常に道具的に存在する「あそこ」から理解さ

れている」(SZ, 132) と言ふ。このことは、「あそこ」にある配慮的存在者のもとに留まってそれに親しんでいることができない場合、自身の位置するはずの「ここ」が成立しない可能性を示唆していると思われる。つまり、自分は「ここ」に空間上は位置しているのだが、「ここ」には自身の身の置き所がない、自分の居場所ではないという状態がありうる。これについて手がかりとしたのは、ハイデガーの次の叙述である。

現存在は時間性として自身の存在において脱自的・地平的であるので、現存在は現実的に絶えず何らかの場を許容された空間 (ein eingetumter Raum) を携えることができる。この脱自的に取り入れられた空間に関して言えば、そのときどきの現実的な状態ないし状況におけるここ (Hier) は決して空間上の位置を意味するのではなく、最も身近に配慮的に気遣われた道具全体の圏域の、方向の切り開きと隔たりの一奪取において開かれた活動空間 (Spielraum) を意味する。(SZ, 369)

私が「ここ」で「あそこ」の人や「そこ」の物と共に過ごす現存在の活動空間は、最も身近に配慮的に気遣われた道具全体の圏域における、配慮的な配慮の気遣いが初めからそのもとに引き留まっている当のものとして親しんでいることから、開かれる。そうした活動空間が現に開かれてこそ、「ここ」や「あそこ」といった区別が可能にもなる。そして、この活動空間は、方向の切り開きと隔たりの一奪取において開かれるので、現存在がそのもとに留まっている「配慮的に気遣われた存在者」によってまずは規定されていると考えられる。

ハイデガーは、「自身のここ」(Hier) を現存在は環境世界的なあそこ (Dort) から理解している」と述べ、この「ここ」とは、「或る事物的存在者のどこか」(Wo) ではなく、隔たりの一奪取と一緒に隔たりの一奪取しつつ何々のもとにある存在がそのもとにあるところ (Wobei) を指していると言ふ (SZ, 107)。現存在はさしあたりいては、配慮的に気遣わ

れた何かの「もと」に存在している。現存在は自身の空間性に応じて、「さしあたり決してここではなくあそこに存在しており、そのあそこから現存在は自身のここへと帰来する」のであり、これは「現存在が自身の配慮的に気遣いつつ何々へと関わる存在をあそこに道具的に存在しているものの方から解釈する」という仕方において帰来することである（SZ, 107f.）。そうであるとするれば、現存在が辺りに何らの馴染みのものも見出すことができず、目の前の存在者にどう近づいてよいかわからない場合には、つまり、何かの「もとに」存在することができない場合に、隔たりの「奪取が定位すべき「あそこ」と共に自身がいる活動空間が開かれることも、「あそこ」から自身の「ここ」へと帰来することもできない、とも考えられるだろう。

介護施設での取り組みに、「居場所づくり」がある。入居する認知症高齢者に、活動に参加してもらおうと興味のありそうなレクリエーションを用意したり、タオルを畳むなどの役割を担ってもらったり、認知症高齢者たちの往時のお気に入り之歌謡曲を皆で歌ったりする。こうした取り組みがなされる背景の一つに、認知症高齢者によく見られる言動がある。自身が入所する施設を「自分の居場所ではない」と感じて、自分の居るべき場所を探してその場を離れようとするのである。このことは、認知症高齢者が自身の身体が位置する空間を「ここ」と捉えているのではなく、自身の関心がそのもとにある「あそこ」から自身を理解していると思わせるものである。現在は介護施設で暮らしているのだがそのことが認知できず、自身がその内部に居る介護施設の空間に馴染みがなく親しみをもてないとき、認知症高齢者は「ここには私の居場所がない」と言う。この発言においては、自身の身体の空間上の位置が「ここ」とは捉えられていない。そうして、どこかに配慮の対象を見出し定位しようとするが目の前の空間にそれを見出せず、例えば、もはや現実には実在しないが記憶の中にある、半世紀以上も前に父母のもとで幼少期を過ごしていた実家へと方向を定めて帰ろうとする。馴染みの場所として自身がそのもとに滞在することを思い浮かべられるのが、生まれ育った家族に囲まれて過ごした団欒の日々なのである。だが、その実家のあった位置にはその高齢者の生まれ育った家屋はもはや実在しないことも多く、そのかつての所在位置が不明なこともあ

り、「父母と共に暮らす実家」への隔たりが実際に埋められることはない。けれども、自身の身体が現在ある空間的位置にはどこにも定位すべき「あそこ」を見出せず、自身の身の置き場がないので、この空間的位置ではない「どこか」に行こうとして「徘徊」する。認知症高齢者にはこのような言動が見られることが少なくないため、介護者たちは、認知症高齢者がそのもとで親しみ滞在することができものを必死で考えて、準備するのである。

自身の関心がそのもとにある「あそこ」から自身の場所が規定されている、ないし「あそこ」にうまく親しみをもてず自身の場所を見出すことができない例は、認知症高齢者のみに見出されるわけではなく、身近な場面を思い浮かべてみても枚挙にいとまがない。例えば、クラスに溶け込んでいない児童・生徒が、教室に近づくとき身の不調をきたすようになり、教室空間に入ることができなくなる。物理的に自分が位置することができスペースはあっても、自分の馴染みのものがそのもとで見出せなければ、そこが自分のいる場所としては把握されず、言うなれば、そこに自分の「場を許容すること」ができないのである。私たち現存在が空間の中で住まうことにおいて、物理的な空間上の位置の問題と、私たちがその内で自らの居場所を得ていると感じられるかは、別の事柄である。

以上から、現存在の空間性は「私」あるいは「私の身体」を中心として組織化されるのではなく、むしろ現存在がそれと親しみ配慮の対象とする存在者の圏域から現存在の活動空間が切り開かれており、その活動空間において「あそこ」や「そこ」「ここ」といった区別が可能になることが明らかになった。

私たちは空間の内に住まっている。世界内存在の「内存在」は、事物的存在者が空間の内部に事物的に存在するというような現存在とされるにふさわしくない存在様式をもつ存在者に属する「範疇 (Kategorie)」ではなく、現存在の存在体制を示す「実存範疇 (ein Existenzial)」であるということとはよく知られている。この「内」について、次のように述べられている。

「内」(in) は imman- に由来し、これは住む、居住スル、滞在するということであり、「で」(am) は、私は慣れている、何々と親しんでいる (vertraut mit)、私は或ることを手がけているという意味である。(…)「ある」(bin) という表現は「もとで」(bei) と関連があり、「私はある」(ich bin) はまた、私はしかじかに親しまれているものとしての世界のもとで住んでいる、滞在している (ich wohne, halte mich auf bei... der Welt, als dem so und so Vertrauten)²⁹ (SZ, 54)

私たちは或る空間の中で、何かのもとで親しんで滞在することもあれば、居場所がなく身の縮むような感覚をもつこともある。人々が安心してその場に住まうことができるように気を配ることもあれば、「排除アート」などに象徴されるように、意図的あるいは意図しないままに、(或る特定の) 人々がそのもとに滞在できないような空間作りがなされていることもある。ハイデガーの空間論は、「私」の身体を中心に据えた現存在の活動圏域の現れを論じているのではないが、それが却って、私たちが空間の内に住まうとはどのようなことかの一端を鮮やかに切り取ってくれるように思う。

おわりに——本来性と非本来性の選択を可能にする世界との親密性

事例1や居場所づくりといった介護実践における共同行為を「気遣い」の観点から分析すると、どのような意味をもつものとして解釈できるだろうか。よく知られているように、『存在と時間』では他者に対する「顧慮的な気遣い」について、二つの可能性が示されている (SZ, 122)。第一のいわば非本来的な「代理し支配する (einspringend-beherschend) 顧慮的な気遣い」は、特定の他者から「気遣い」を奪い取って、その他者に代わって配慮的な気遣いの内に身を置き、その他者のために尽力する。この顧慮的な気遣いは、配慮的に気遣われるべき当のことをその他者に代わって引き受ける。第二のいわば本

来的な「手本を示し解放する (vorspringend-befreiend) 顧慮的な気遣い」は、特定の他者のために尽力するというよりは、その他者が実存的に存在しようという点でその他者に手本を示す。これは他者から「気遣い」を奪い取るのではなく、その他者に「気遣い」を気遣いとして本来的に返すものである。先の例を再び用いれば、事例 1a の事態が見られたときに介護者が取りうる顧慮の具体的な可能性は、1b のようにトイレが視野に入る位置にあらかじめ認知症高齢者を誘導しておくことで当人がトイレに自力で行けるようにするというものの他に、失禁してもよいようにオムツを着用してもらうことが考えられる (1b')。これら 1b と 1b' の可能性を先の顧慮の二つの可能性に対応させると、1b' は他者に代わって排泄の対応をしているので「代理し支配する顧慮的な気遣い」であると解することができるが、1b は当人自身がトイレに自力で行けるようにと当人自身に気遣いを返そうとしていると解することもできるように思われる。

しかしながら、事例 1b の行為を本来的な顧慮的な気遣いとして解釈することは、論者にはためらわれる。というのは、本来的な顧慮的な気遣いは、当の現存在自身が本来性と非本来性との選択の前に立つこと、あるいは本来的な選択をするようになされるものだからである。現存在は日常において、「世人へと喪失して、安らぎを得た親密さの中でそのもとに配慮的な気遣いがとどまることができる、存在者へ」と類落している (SZ, 189)。類落とは、「現存在がさしあたりたいいは配慮的な気遣われた「世界」のもとに存在しているということ」「何かのもとに没入していること」を意味し、多くは、世人の公共性へと現存在が喪失されているという性格をもつ (SZ, 175)。そうしたあり方から現存在が本来性と非本来性との選択の前に立たされるのは、不安において世界との「日常的な親密さ (Vertraulichkeit)」 (SZ, 189) が崩れるときである。「(...) 本来、実存は、類落しつつある日常性の上に浮動しているものではなく、実存論的には、そうした日常性の変容されて掴み取られたものにすぎない」 (SZ, 179) と言われるが、言い換えれば、本来性と非本来性との選択の前に立つことができるのは、何かの「もとに」存在することができ、日常的な親密さが成り立っていることを前提としている。「現存在が空間的に存在 (sein) できるようにするのは、現実的に類落しつつ実存することという意味での気遣いとしてのみである」 (SZ, 367) とも述べ

られているが、先の介護実践で示された認知症高齢者は、私たちが空間の内では何かのもとに親しんで住まうことの実相を示しているように見える。そうであるとすれば、介護実践における認知症高齢者へのケアは、本来の顧慮でも非本来の顧慮でもなく、当の現存在が共同現存在として日常性を生きるすがたであると解釈できるのではないだろうか。私たちの生にあって「日常性」は、本来性ではないという消極的な意味もあれば、本来性あるいは非本来性を下支えしているという意味をももつと思われる。私たちは、或る現存在が近くのトイレに到着できないときに、それを「当人の失敗」と見なし誰かが代わりに対応したり、自身の入所する施設から出て「徘徊してしまう」ときに、施設の外に出ないようにしたりする選択を取ることがある。また、私たちが世間的に理想とされる事柄を無批判に受け入れて、その理想に当人が合わせられるように手本を示すという選択を取ることもある。これらは自覚的になされることもあれば無自覚になされることもあり、言うまでもなく、それぞれの文脈の中では一定の意味において大変重要で意義のあることでもあり、また必要なことでもある。だが、私たちには、別の可能性もある。それは、或る現存在が日常的に世界との親密さを得て何かのもとに滞在することに困難があるとき、「当たり前」とされており多くの「健常な」人にとってはほとんど意識にも上らない事柄（例えば、人々の振る舞い方や空間のあり方、集団の仕組みなど）を、改めて問い直し、各々の現存在が居場所を得て何かのもとで住まうことができるように模索することである。

「健常な」私たちは、自己の主體的な選択や「自立」と言えば、自分の身体をもとに空間における行為を主体的で自発的に組み立てるかのようになっているが、実際には、本来的に自己が何かを選択するとは、すでに与えられた空間の中で日常的に親しみ自らの活動空間の「勝手がわかる (auskennen)」(SZ, 354) ことにおいて、何らかの選択をすでに生きてしまっている状況から改めて選択し直すことであろう。そして、空間の中に何ら自分がそのもとに親しんで滞在できる存在者が見つからないときには、例えば、そうした空間を規定する存在者の連関全体のあり方を問題にするということも考えられる。『存在と時間』における現存在の空間性をめぐる論は、確かに身体に定位して身体を主題化するものではないが、暗黙理

に「健常」な心身を前提することなく、空間に親しんでその中を生きる私たちの具体的有り様や可能性を明らかにしてくれるものと思われる。私たちが空間の内に住まうあり方を明らかにすることは、「ひと」の平均的なものからはみ出すことを許さない「平均的的日常性」の支配が宿す暴力的な一面を、私たちが問題として問うことを可能にしてくれるのではないだろうか。

註

- (1) M. Heidegger, *Sein und Zeit*, Max Niemeyer Verlag, 18. Auflage, 2001, 1. Auflage, 1927. 以下では略号をSZとし、その後にページ数を記す。なお、特に断りのない限り、引用文中の強調は原著者による。
- (2) 村田はハイデガーの論じる現存在の「空間性」を、物的存在をモデルとした空間理解に代わる、「生きられた空間性」として解釈して呈示している。村田純一「意識の世界内存在と空間性——フッサール、ハイデガー、ギブソン」、門脇俊介・信原幸弘編『ハイデガーと認知科学』、産業図書、二〇〇二年、一二二—一四八頁。
- (3) H. L. Dreyfus, H. L. Dreyfus, *Being-in-the-World: A Commentary on Heidegger's Being and Time, Division I*, MIT Press, 1991. (『世界内存在——『存在と時間』における日常性の解釈学』門脇俊介監訳、産業図書、二〇〇二年。)
- (4) D. R. Cerbone, Heidegger on Space and Spatiality, in M. Wrathall (ed.), *The Cambridge Companion to Heidegger's Being and Time*, Cambridge University Press, 2013, pp. 129-144.
- (5) H. L. Dreyfus, *ibid.*, p. 129. (上掲書、一四六頁。)
- (6) H. L. Dreyfus, *ibid.*, pp. 131-133. (上掲書、一四九—一五〇頁。)
- (7) H. L. Dreyfus, *ibid.*, pp. 135-136. (上掲書、一五二—一五四頁。)
- (8) D. R. Cerbone, *ibid.*, p. 142.
- (9) D. R. Cerbone, *ibid.*, p. 142.

- (10) D. R. Cerbone, *ibid.*, pp. 134, 136-137.
- (11) H. L. Dreyfus, *ibid.*, p.135. (「上掲書」一五三―一五四頁。)
- (12) 高井は、ハイデガーの空間論において「ここ」にある身体」が特権視されていないことを、瑕疵ではなく、例えば、人（ロボットの操作者）がカメラの映像を観ながら遠隔操作で人間が立ち入ることができない構造物の中にある「そこ」の瓦礫を撤去しようとして「ここ」のロボットのアームを右方向に伸ばすといった、「特殊な空間把握にも妥当する柔軟な議論の構築を目指す」とあると捉え、ハイデガー空間論の射程の広さを示唆している。高井寛「ハイデガーの空間論」、日本現象学会編『現象学年報』第三十四号、二〇一八年、一三七―一四四頁。

(本研究はJSPS科研費24K15891の助成を受けたものです。)

(山口県立大学社会福祉学部・准教授)